1　食品衛生法第四条第九項の登録検査機関の名称の変更

変更後の登録検査機関の名称	変更前の登録検査機関の名称
一般社団法人京都微生物研究所	社団法人京都微生物研究所

2　食品衛生法第四条第九項の登録検査機関の主たる事務所の所在地の変更

登録検査機関の名称	変更後の事務所の所在地	変更前の事務所の所在地
一般社団法人京都微生物研究所	京都府京都市山科区川田御出町三番地の四	京都府京都市山科区北花山大林町二十番地の1

3　食品衛生法第四条第九項の登録検査機関が製品検査を行う事業所の名称の変更

登録検査機関の名称	変更後の事業所の名称	変更前の事業所の名称
一般社団法人京都微生物研究所	一般社団法人京都微生物研究所総合科学分析センター	社団法人京都微生物研究所総合科学分析センター

○厚生労働省告示第三百三十二号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の十六第二項の規定により、次に掲げる登録認証機関の基準適合性認証の業務の全部の停止を命じたので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年八月十八日　厚生労働大臣　田村　憲久

登録番号	名称	基準適合性認証の業務の停止の期間	命令発出日
ＡＭ	フジファルマ株式会社	平成二十六年八月十九日から平成二十六年九月二日まで	平成二十六年八月十八日

○厚生労働省告示第三百三十三号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の十八第二項の規定により、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に、次に掲げる登録認証機関の基準適合性認証の業務の全部を行わせることとしたので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年八月十八日　厚生労働大臣　田村　憲久

登録番号	名称	適合性認証の業務を行わせる期間
ＡＭ	フジファルマ株式会社	独立行政法人医薬品医療機器総合機構に基準適合性認証の業務を行わせる期間 平成二十六年八月十九日から平成二十六年九月二日まで

○厚生労働省告示第三百三十四号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第五条第三項の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法（平成二十六年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月十八日　厚生労働大臣　田村　憲久

別表第一平成二十五年度（同年度の四月から六月までの期間に限る。）の項中「（同年度の四月から六月までの期間に限る。）」を削り、「年七・六一パーセント」を「年八・二二パーセント」に改め、同表平成二十五年度（同年度の七月から九月までの期間に限る。）の項及び平成二十五年度（同年度の十月から十二月までの期間に限る。）の項を削る。

別表第二に次のように加える。

平成二十七年	年八・二二パーセント

○経済産業省告示第百七十一号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十六年八月十八日　経済産業大臣　茂木　敏充

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
5213	株式会社後藤組	大分県大分市生石四丁目一番二十号	平成二十六年七月一日から平成二十七年六月三十日まで
5214	株式会社テット・オム	東京都渋谷区猿楽町二番一号	平成二十六年七月十日から平成二十七年七月九日まで

○国土交通省告示第八百四十七号

利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画の一部を平成二十六年八月十五日付けで次のように変更したので、水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十七号）第四条第五項において準用する同条第四項の規定に基づき、公示する。

平成二十六年八月十八日　国土交通大臣　太田　昭宏

2の(2)の予定工期中「平成27年度」を「平成31年度」に改める。

2の(5)の予定工期中「平成25年度」を「平成28年度」に改める。

2の(3)群馬用水施設緊急改築事業の次に次のように加える。

(4)　群馬用水緊急改築事業

事業目的　この事業は、赤城山南麓地域及び榛名山東麓地域の農地に対して必要な農業用水と群馬県の水道用水の供給を行う群馬用水施設のうち榛名幹線について、老朽化等により低下した施設の機能を回復するため、同施設の緊急的な改築を行うものである。

事業主体　独立行政法人　水資源機構

河川名　利根川

最大取水量　毎秒約17立方メートル

予定工期　平成26年度から平成30年度まで

(5)　利根導水路大規模地震対策事業

事業目的　この事業は、群馬県南東部及び埼玉県東部の農地に対して必要な農業用水並びに群馬県、埼玉県及び東京都の水道用水及び工業用水の供給等を行う利根大堰、埼玉合口二期施設、秋ヶ瀬取水堰及び朝霞水路について、大規模地震に対する耐震性能を確保するために、同施設の緊急的な改築を行うものである。

事業主体　独立行政法人　水資源機構

河川名　利根川及び荒川

最大取水量　毎秒約136立方メートル

予定工期　平成26年度から平成33年度まで

(6)　房総導水路施設緊急改築事業

事業目的　この事業は、千葉県の水道用水及び工業用水を供給する房総導水路施設について、老朽化等により低下した施設の機能を回復するとともに、大規模地震に対する耐震性能を確保するために、同施設の緊急的な改築を行うものである。

事業主体　独立行政法人　水資源機構

河川名　利根川

最大取水量　毎秒約17立方メートル

予定工期　平成26年度から平成32年度まで